谷ゆうじ後援会ニュース

この他、平成27年度6月通常会議においては、下記項目についても質疑・一般質問を行いました。

バリアフリーのさらなる推進に向けた取り組みについて

大津市本庁舎の駐車場は車が大変停めにくいことから、障 がい者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦及びけが人など移 動に配慮が必要な方にも利用しやすい駐車区画の確保に向け て検討していく方針が示されました。



大津市図書館協議会は図書館長に対して、指定管理者制 度の導入は馴染まないとする答申をされました。図書館が 本来持つ可能性を最大限発揮させるためにもその意思は尊 重されるべきであり、図書購入費についても児童図書を中 心として増額を図ることを求めました。

中学校給食の実施に向けた 取り組みについて

公表されている平成30年度中という開始時期の目途は、 実現性に乏しい整備スケジュールに基づくものであり、非現 実的であると言わざるをえません。多くの市民が早期実施 を願う事業であるからこそ、実現可能なスケジュールのもと で進捗管理を行うべきと指摘をしました。

資源循環型社会の実現に向けた取り組みについて

資源循環型社会を実現する トにおいて、バイオマス産業 都市の認定を目指すことは本市の姿勢を市民、事業者に明 確にする上においても意義のあることであると提言しました。

8月通常会議

子どもたちの将来を支援する ための図書館運営について

三者協働をまちづくりの基本姿勢と定める大津市におい ては、ボランティア団体の皆様をはじめ、図書館の可能性を 育みたいと願っておられる方々との連携を大切にすべきと申 し述べました。

市長が原因者となって執行されてきた パワーハラスメントの調査に要した弁護士費用について

市長からは、業務の適正な範囲を超えるようなパワーハラ スメントは一切なく、弁護士の意見に従い、その旨の結論に 至っているとの答弁がありました。しかしながら、弁護士から の意見はあくまで参考意見であり、自らが原因者となったパワー ハラスメントの調査を秘密裏に行ったことへの説明にはなって いないと考えます。滋賀県弁護士会に弁護士の推薦を依頼 しなければならない事態を招きながら、市長からの答弁はど こか他人ごとの様に感じられました。

大津市民病院の敷地に 設置された建築物が抱える課題について

介護老人保健施設ケアセンターおおつの民営化に向けた 検討が進められていますが、建築基準法上、市民病院の敷 地を分割して譲渡することは不可能であり、病院付属建築 物との一体化を図ることによって同一敷地での設置を認める ことは、建築指導行政や市民病院の適切な維持管理に影響 を及ぼすことになると指摘を行いました。また、市長の査定 などによって先送りされてきた院内保育所や病院管理棟の耐 震化については、前向きな答弁をえることが出来ませんでし た。今年度、大津市は民間の既存建築物も対象とする耐震 改修促進計画をあらためて策定することになっていますが、 率先して取り組むべき自治体がこの様な姿勢では、計画そ



のものが形骸化しかねません。 施設の耐震化は生命にかかわ る最重要課題であることから、 今後も早期に耐震化が図られ るよう求めてまいります。

活動報告



充実した選挙活動を繰り広げることは、新会派・志成会を結成しました。 とが出来ました。





多くの皆様にお支えをいただき、議会活動のさらなる充実を図るべ、全会派の代表からなる政策検討会 議に参加し、任期中における政策 立案等について議論を重ねました。



7月20日、当選後初となる市政報 告会を開催させていただきました。

行政視察報告



佐賀県佐賀市(バイオマス産業都市について)

省エネ+創エネという考えのもと、清掃工場や下水浄化センターを「資源エネルギー工場」 と位置付けられ、資源循環型社会の実現に取り組まれています。事業者と持続可能な 連携を図っていくためには、各種計画や組織機構の見直しによって方針を明確なものと する必要がありますが、バイオマス産業都市の認定を受けることで、こうした取り組み をより効果的に進めることができると実感しました。

谷ゆうじ後援会ニュース

2015年10月発行

vol.12

討議資料

発行: 谷ゆうじ後援会

挨拶

木々の葉も少しずつ色づき始め、秋の深まりを感じる季節となりました。 皆様にお かれましてはいかがお過ごしでしょうか。再選を果たさせていただき半年近くが経過を しましたが、光陰矢の如しという言葉を忘れることなく、最善の努力を尽くしてご負託 にお応えしてまいります。

改選後におきましては、政党に所属しない3名の議員で新会派「志成会」を結成し、 幹事長に就任をいたしました。実施する目的や期待される成果が不明確な事業費につ いては、積極的に修正予算案を提出するなど、これからも是々非々の姿勢を貫き、議 員としての職責を果たしてまいります。

結びになりましたが、選挙公約 「タニフェスト 谷ゆうじの約束」 で掲げております、大津市と草津市との広域景観 連携に向けた取り組みが、第10回マニフェスト大賞において優秀マニフェスト賞に選出されました。なお大津市議 会においても、議会活動における実行計画を策定したことなどが評価され、優秀成果賞を受賞しています。活動 をお支えくださった皆様に心から感謝を申し上げます。 大津市議会議員 谷 祐治



Manifesto 第10回マニフェスト大賞 優秀マニフェスト賞を受賞!!

政策本位の政治を目指す全国の首長や地方議員、市民らを表彰する「第 10回マニフェスト大賞|(マニフェスト大賞実行委員会主催、毎日新聞社・ 早稲田大学マニフェスト研究所共催)の優秀賞が10月1日に発表され、応募 総数2,467件の中から、谷祐治議員の応募による『近江八景・旧東海道で つながる大津市と草津市の広域景観連携 ~琵琶湖と街道の歴史文化を次 世代に継承する「びわこ大津草津景観推進協議会」の設立~』が優秀マニフェ スト賞に選出されました。選挙公約「タニフェスト 谷ゆうじの約束」に基づく 取り組みが評価されたものであり、滋賀県内の地方議員としては、全ての部門を通じて初の受賞となります。



憂秀マニフェスト賞(議会)

- □ ふじのくに県議団 (静岡県議会) □ チームやまなし (山梨県議会)
- 滋賀県大津市議会 谷 祐治議員
- □ 長崎県議会 松島 完議員
- □ 沖縄県那覇市議会 前泊美紀議員

各部門における最優秀賞とその中から選ばれる首長・議会・市民それぞれのグランプリについては、早 稲田大学日本橋キャンパスにおいてプレゼン研修大会が開催された後、11月6日に六本木ヒルズで開催さ れる授賞式において発表される予定となっています。

谷ゆうじ後援会 事務所

〒520-0026 大津市桜野町二丁目1-21 メゾンみづほ103号

TEL.077-524-6164 FAX.077-524-6165 ホームページ http://www.taniyuji.jp/ E-mail matinami@taniyuji.jp

谷ゆうじ プロフィール

S48年 大津市生まれ。志賀小、唐崎中卒業

H 4年 滋賀県立石山高等学校 卒業

H 8年 近畿大学理工学部建築学科 卒業

H12年 一級建築士 免許登録

H15年 NPO法人 滋賀県健康福祉会 理事長就任

H18年 滋賀県景観審議会 委員(H21年まで)

H19年 大津市議会議員に初当選(現在3期目)

H24年 (公社)日本建築家協会滋賀地域会 副会長就任

(一社)大津青年会議所 理事長(H25年まで)

所属学会 日本都市計画学会・日本景観学会・日本災害復興学会



タニフェスト2015実現に向けた提言

(質問及び答弁内容は一部を要約しています。)

6月通常会議

市民センターにおける災害対応力の強化について

大規模な災害が発生した場合、市民センターは被災地域 における対応拠点として機能することになる。しかしながら、 職員の初動体制は広範な任務に見合うものとなっておらず、 災害対策本部や自主防災組織等との連携を迅速かつ円滑に 図るためには、支所において災害対応にあたる人員を拡充 し、災害ボランティアの受け入れを想定した組織体制をあら かじめ構築しておく必要がある。現在、市民センター機能の あり方について見直しが行われているが、地域の防災拠点 である事を最優先に位置付けて検討すべきであり、大津市 災害等対策基本条例の趣旨を踏まえ、災害対応力の強化に 取り組むべきと考える。災害時において地域の中枢としての 役割を担う初動支所班であるが、班員となる職員に対して 辞令交付はなされておらず、支所における分掌業務に災害 対応が明記されていない現状に危惧を抱くものである。平 時からの取り組みこそが、有事に備える体制づくりにつなが ると考え、以下、2点の質問をおこなう。

1点目、防災拠点機能の強化について。地域における自主防災組織は小学校区を活動範囲としていることから、全ての支所に地域防災センターを併設し、災害発生時における

答弁:総務部長 防災拠点機能の強化については、本市では地域防災計画の中で市民センターを各地域の防災対策の重要な施設であると位置づけており、市民センター機能のあり方を見直す中においても市民センターの避難所としての役割や地域の情報通信拠点としての位置づけが重要課題であると考えている。支所への地域防災センターの併設については、本市では全市的な防災体制の整備を行っており、今年度支所と自主防災組織等との連携強化を図るため、初動支所班の体制を見直したところである。このことにより、支所は防災センターとしての役割を一定担っているものと考えている。

また、災害時支援協力員制度の創設については、地域との連携を図る上でOB職員の知識、能力は有効と考えている。

職員体制を協働によって補完する観点から、知識と経験のある自治体OB職員等から同センターの運営支援が受けられるよう、災害時支援協力委員制度を創設されることを提言する。平成27年5月、市民センター機能等のあり方について検討する庁内会議は、緊急時の職員配備体制が整備できてないなどの現状から、災害時の参集人員体制を地域の自主防災組織へ新たに移行するなど、初動の体制を見直すことの必要性を明確にされているが、平時から地域防災センターの職員を初動支所班員が兼務されることによって、自主防災組織等との連携もより強化されるものと確信するものである。共助と公助の隙間をなくし、想定外の事態を未然に防ぐためにも効果的と考えるが、本市の見解は。

2点目、災害ボランティアの受け入れ体制の強化について。本市は南北に細長い地形的特性を有していることから、市民センターを拠点として、他の自治体や企業・NPO等から支援や応援を受けることが想定される。大津市地域防災計画を踏まえた大津市版災害受援計画を策定し、大津市全体の災害対応力の強化を図るべきと考えるが、本市の見解は。

本市のOB職員についても、既に地域の自主防災組織をはじめ、自治会、各種団体で活躍されており、過去の災害においても協力をいただいてきた。今後も、地域の自主防災活動の役割の中で行政と地域とのパイプ役として地域防災活動への参加を働きかけることにより、OB職員による協力体制の強化を図っていきたいと考えている。

次に、受援計画の策定については、本市地域防災計画の中でボランティアとの連携をはじめ、広域的な応援協力体制や防災関係機関等との連携などの受援体制について規定しているが、地域での防災拠点としての市民センターの受援体制のあり方について、他の自治体の策定状況やその内容を今後調査研究していく。

再 問 地域防災センターについては、機構上の位置づけを明確にしたほうがより効果的、効率的であると考える。また、 災害時支援協力委員制度については、他の自治体の事例も踏まえながら調査研究されてはいかがか。

答 弁: 総 務 部 長 地域防災センターについては、組織的な位置づけと職員の配置計画等についての課題整理を行ったうえ、機能の位置づけについて調査検討をしていく。また、パイプ役となるOB職員の協力については、他の自治体がどういった形で協力関係を結んでおられるのか、今後検討を進めていきたと考えている。

歴史文化資源を活かしたまちづくりについて

1点目、歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取り組みについて。歴史文化資源は「まちづくりの核」となるものであり、地域の活性化を図るためには、周辺の自然環境や景観などを含めた総合的な保存活用策が必要となる。大津市においてはその基となる歴史文化基本構想の策定に向けて調査が進められているところであり、歴史まちづくり法の趣旨に見合った今後の取り組みに期待をするものである。

歴史文化資源の保存活用によって地域振興が図られるよう、これまで幾度にも渡って歴史的風致維持向上計画の策定を提言してきたが、大津市からは明確な方針が示されないまま、今日に至っている。現在、次期大津市都市計画マスタープランの策定に向けて検討が進められているが、コンパクトシティの実現に向けて必要となる地域アイデンティティの醸成を図るためにも、歴史的風致維持向上計画の策定に向けた方針を明らかにすべきと考え、本市の見解をあらためて問う。

2点目、大津草津景観推進協議会の法定化に向けた取り組みについて。近江八景と旧東海道でつながる草津市とは、平成25年11月にびわこ大津草津景観推進協議会を設立し、両市長によって「びわこ大津草津景観宣言」に調印がなされるなど、景観施策において連携の強化が図られてきた。今後、両市の市民が連携による成果を実感できるようにするためには、大津草津景観推進協議会が主体となって、琵琶湖を挟んだ対岸の景観、旧東海道でつながる歴史的景観、屋外広告物行政について連携を図る必要があるが、そのため

を弁:都市計画部長 1点目、歴史的風致維持向上計画の策定に向けた取り組みについてであるが、本市は数多くの歴史的資源を有し、現在までこれらをまちづくりの拠点として活用してきたことから、歴史まちづくり法は本市のまちづくりに見合った制度であると認識している。これまでも答弁申し上げてきたとおり、歴史的風致維持向上計画の策定に当たっては、歴史文化基本構想の策定が必要となる。このことから、現在まで教育委員会との連携のもと、本市の文化財についての把握を進めてきたが、非常に多くの文化財についての把握を進めてきたが、非常に多くの文化財について周辺環境も含めて幅広く捉える必要があることから、教育委員会がより総合的な調査に取りかかる予定である。加えて、今後は本市が歴史文化資源を生かしたまちづくりを推進する上で、教育委員会とともに国土交通省や文化庁へ直接出向き助言を得ることにより、その手法や具体的な有効性についてさらなる検討を行っていく。

2点目、びわこ大津草津景観推進協議会の法定化に向け た取り組みについてであるが、現在の協議会の事務は連絡 には地方自治法の定めに基づき、両市議会の議決を経る必要がある。大津市は平成26年11月通常会議において、両市の共通ルールの策定、または連携事業のさらなる充実を推進するためには、法定化に向けて取り組むことが望ましいことから、このことについて草津市と協議を行っていく旨の答弁をなされているが、今後、どういった方針のもとで大津草津景観推進協議会が担う役割を発展させていく考えなのか。草津市とこれまで行ってきた協議結果を踏まえて見解を問う。

3点目、大津市・草津市協同デザインによる旧東海道案内看板の設置について。旧東海道及びその周辺には多くの歴史文化資源が存在していますが、大津宿本陣跡から草津宿本陣までを散策すると、来訪者にその魅力や所在を伝える案内看板が不足していることに気づかされる。両市がこれまで建物やまちなみに調和した広告物を顕彰し、良好な広告物による良好な景観づくりに取り組んでこられたことは大変意義深いことであり、今後は旧東海道のまちづくりに取り組む団体や大学とも連携を図りながら、大津草津景観推進協議会が主体となって案内看板を設置されることを提言する。設置すべき案内看板の数が多いことから、民間から資金を募ることを視野に入れての取り組みになるが、どういった情報をどういった形態で発信すべきなのか、まずは検討を開始されてはと考え、本市の見解を問う。

調整に限られたものであり、議員お述べのとおり、両市の 共通ルールの策定など、連携した施策を推進するためには 協議会の法定化が望ましいと考えている。これまでの両市 関係部局による協議の結果、今年度に地方自治法の規定に 基づく法定協議会設置に向けて進めていくとの共通認識に 至った。今後、スケジュール調整や協議会規約の改正などの 必要な事項を整理した上で、10月に開催予定の第3回びわ こ大津草津景観推進協議会において両市長が合意した後に 速やかに議案を提出できるよう進めていく。

3点目、大津市、草津市共同デザインによる旧東海道案内看板の設置についてであるが、びわこ大津草津景観推進協議会においては、旧東海道沿道の連続性のある景観形成について重点的に取り組む事項の一つとして掲げている。このことから、議員お述べの共同デザインによる旧東海道案内看板の設置については、今後協議会における検討課題の一つとして取り上げていきたいと考えている。

再 問 歴史的風致維持向上計画の策定については、教育委員会と共に国土交通省並びに文化庁を訪問されるとの答 弁であったが、具体的に行かれる目途などはつかれているのか。

答弁:都市計画部長 今年度、都市計画マスタープランの地域別構想案の策定に向けて、秋からまちづくり会議を開催する 予定である。それまでに教育委員会とも日程を調整の上、職員自ら国土交通省及び文化庁へ出向き、本市の歴史と文化を 生かしたまちづくりについて助言をいただく。そして、まちづくり会議の中で市民の意見に反映できるようにしていきたい。